

JSPM

Japanese Society for Palliative Medicine

日本緩和医療学会

ニュースレター

Feb 2017

74

JSPM

特定非営利活動法人
日本緩和医療学会

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目4-8 日米ビル603B号室

TEL 06-6479-1031 / FAX 06-6479-1032

E-mail : info@jspm.ne.jp URL : http://www.jspm.ne.jp/

主な内容

巻頭言	78
Journal Club	79
学会印象記	82
よもやま話	83
Journal Watch	88

巻頭言

改正がん対策基本法と緩和医療

国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター
心療内科 / 支持・緩和療法チーム
所 昭宏

改正がん対策基本法が国会で昨年末に成立した。私は理事就任後より折々に厚生労働省がん対策推進協議会やがん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会の公開資料を見ながら、この先10年わが国のがん対策、緩和医療、ケアはどのようなのだろうかという一人のがん医療に携わる医療者として見守っていた。

改正がん対策基本法では、あらたに基本理念にがん患者（がん患者であった者も含む）が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことができること、がんの特性に配慮、保健、福祉、雇用、教育など関連施策の有機的、総合的連携、行政、医療、事業主、学校、民間の相互の密接な連携、個人情報保護の適正配慮が追加された。この基本理念に基づいてがん対策が推進されることと記載されている。具体的にはこれから第3期のがん対策推進基本計画の策定とその後1年遅れぐらいで全国の各都道府県単位でのがん対策推進基本計画を策定していく流れと考えられる。

緩和ケアについては、第三章 基本的施策 第二節 がん医療の均てん化の促進等の第十五条に、緩和ケアとは、「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによ

りその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう」と記載されている。更にこうしたことができる専門的知識および技能を有する医師その他の医療従事者の育成や、医療機関の整備、診断時から緩和ケアが適切に提供されるように研修の機会の確保、がんの治療に伴う副作用、合併症および後遺症の予防および軽減に関する方法の開発、その他のがん患者の療養生活（これに係わるその家族の生活を含む）の質の維持向上に資する事項についての研究の促進などと記載されていた。

この改正がん対策基本法における緩和ケアの定義にて、がんに加えてがん以外の緩和ケアが公式に始まることになる。私は、日本緩和医療学会が会員や関連する団体とアライアンスを組み、英知と創意工夫を集め、あらたな10年に向かい真摯に努力を重ね国民の期待や希望に添える科学的かつ人間味あふれる緩和医療、ケアの創出、提供ができるようになればと強く希望する。